

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 19 日

埼玉県公安委員会委員長 佐 藤 久 仁 恵

埼玉県公安委員会規則第11号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 8 号中「企画調整室」を「企画・国際調整室」に改める。

第50条中第 9 号を削り、第10号を第 9 号とする。

第57条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「企画調整室」を「企画・国際調整室」に改める。

第63条の 3 を削り、第63条の 4 を第63条の 3 とする。

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。